

財務諸表等承認の適否に係る考え方について

1 財務諸表関係

(地方独立行政法人法第 34 条及び地方独立行政法人山口県産業技術センターの業務運営並びに会計に関する規則第 10 条に基づく考え方)

(1) 法規準拠性

- ・提出期限は遵守されたか。
- ・必要な書類は全て提出されたか。
- ・監事の監査報告書において、財務諸表の承認にあたり、特に考慮すべき意見はないか。

(2) 表示内容の適正性

- ・記載すべき事項について、遺漏はないか。
- ・計数は整合しているか。
- ・書類相互間における数値の整合性は取れているか。

2 剰余金関係

(地方独立行政法人法第 40 条及び地方独立行政法人会計基準第 75 に基づく考え方)

- ・損失の処理が不要であるか。
- ・中期計画全体の進捗状況及び中期目標全体の達成状況は、「標準（B評価）」以上であるか。
- ・年度計画及び中期計画の細項目別評価において、明らかな業務怠慢により「未達成（評点 1）」となった項目がないか。
- ・承認を受けようとする利益が、以下のいずれかであるか。
 - ①運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（自己収入）から生じた利益であって、法人の経営努力によるもの
 - ②費用が減少したことによって生じた利益であって、法人の経営努力によるもの
 - ③その他法人において経営努力によることを立証した利益

【利益処分の概念図】

